

焼 14 - 1 号
令和 8 年 4 月 1 日

建設工事入札参加資格登録業者 各位

焼津市長 中野 弘道
(契 約 検 査 課)

令和 8 年度の入札・契約制度の改正点等について (通知)

このことについて、令和 8 年 4 月 1 日から下記のとおり改正を行うので通知します。
改正後の約款、要領等は、当市ホームページに掲載してありますのでご確認願います。

記

1 焼津市建設工事請負契約約款の一部改正

(1) 改正の理由

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号) を一体として改正した「第 3 次・担い手 3 法」が令和 7 年 12 月 12 日に全面的に施行されたことに伴い、中央建設業審議会が公共工事標準請負契約約款を改正し、建設業法第 34 条第 2 項に規定に基づく公共発注機関への勧告があったことから、当市約款においても前述の標準約款と同調する改正を行なったもの。

(2) 改正箇所

- ① 契約後、提出を求める請負代金内訳書において、法定福利費 (事業主負担分) に加え、見積段階で内訳明示される経費についても記載を求めるものとなった (第 3 条第 2 項)。
- ② 適正な労務費が下請事業者に行き渡るよう、受注者の義務と発注者の受注者に対する支払い確認措置を行うものとするコミットメント条項の追加を行う (第 3 条の 2)。
- ③ 協議不調等の場合の受注者への不利益取扱いの禁止規定の創設 (第 23 条第 3 項等)。
- ④ 受注者の施工する工事と他機関の発注工事が密接に関連する場合、発注者による他機関との調整実施を規定 (第 2 条)。
- ⑤ 工期及び請負代金額の変更協議に伴い、発注者受注者間で協議が整わなかったこと等を理由として、受注者に対して不利益な扱いをしてはならない規定の追加 (第 23 条～第 25 条関連)。
- ⑥ その他字句の修正

2 その他の改正

(1) 焼津市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

国の本件融資制度の適用期限が、令和 8 年 3 月末から令和 13 年 3 月末まで 5 年間延長さ

れたことに同調し、事務取扱要領の適用延長を行いました。

(2) 履行遅滞の場合等における遅延利息の率の変更

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が、令和8年4月1日より、「年2.5パーセント」から「年3.0パーセント」に改正されました。

(3) 焼津市総合評価競争入札の試行方法（改正版）の一部改正

簡易型Ⅱの実施における企業の社会性・信頼性等に関する評価項目に、「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」*を宣言していることを新たに加えました。

*建設技能者への処遇改善を持続的かつ積極的に取り組み、就業者に選ばれる企業となるよう、建設事業者が国のサイトで自主宣言する制度

改正評価項目 … 【資料1】

国土交通省関連サイト <https://jishusengen.mlit.go.jp/index.html>

3 建設工事入札における工事費内訳書への労務費等の記載について

(1) 労務費等記載の工事費内訳書提出の必須化

令和8年3月1日以降の公告等案件から適用しています。

(2) 労務費ダンピング調査の実施（予定）

労務費ダンピング調査とは、応札者の工事費内訳書における直接工事費の額が、基準額を下回っている場合、下請契約を含め、労務費ダンピングが疑われることから、応札者に対して当該価格を採用した「理由書」の提出を求め、適正施工が可能かを調査するものです。

労務費等記載の工事費内訳書の提出定着を踏まえ、令和8年度中に導入を目指すこととします。

担当：契約担当

内線：80-4312, 4313